## 議第50号

三島市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案

三島市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年三島市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第26条(見出しを含む。)中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

附則第5条第2項の表1の項右欄中「0.86」を「0.88」に改め、同表2の項右欄中「0.91(第1級又は第2級」を「0.92(第1級」に、「0.90」を「0.91」に改め、同条第5項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

## 附則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の附則第5条第2項及び第5項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金及び施行日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

平成28年3月17日提出

三島市長 豊 岡 武 士